

研修参加報告

〈日本共産党 向田聡〉

□ 新型コロナ禍のもとでの社会保障を学び考える全国地方議員 Zoom セミナー

〈研修目的〉

新型コロナ禍における社会保障（貧困対策と生活困窮者支援の在り方・介護保険・国民健康保険）の現状と課題について学び、これからの社会保障充実に向け国に求めていくべきことや自治体で支援できる課題を探ることと、今話題になっているデジタル化が社会保障制度や自治体サービスに及ぼす影響を探り、今後の政策提言に生かしていく。

〈研修概要〉

研修年月日	講演テーマ	講師
2022年 1月24日 (月)	1. コロナ禍での子どもを取り巻く現状と自治体でできること	辻由紀子先生 (大阪府子ども家庭サポーター・社会福祉士・保育士)
	2. 介護保険の基本的問題と自治体での課題～コロナ危機のもとでの介護の役割と課題を考える～	日下部雅喜先生 (大阪社保協介護保険対策委員長・ケアマネージャー・佛教大学非常勤講師)
1月25日 (火)	3. コロナ禍での困窮者のリアルと生活保護制度に求められるものはなにか	小林美穂子先生 (つくろい東京ファンド・カフェ潮の路コーディネーター)
	4. コロナ禍で深刻化する沖縄の若年ママたちの生活～二つの社会調査から	上間陽子先生と沖縄のシンママさんたち (琉球大学教授)
1月26日 (水)	5. マイナンバーとデジタル庁は社会保障制度をどう変えるのか	黒田充先生 (自治体情報政策研究所代表)
	6. コロナ禍のもとでの国民健康保険運営と2022年度の保険料率の動向について	神田敏史先生 (神奈川県自治労連)

主催：大阪社会保障推進協議会

研修方法：ズームセミナー

〈研修概要報告〉

1. コロナ禍での子どもを取り巻く現状と自治体でできること

◆講師 辻由紀子先生

(大阪府子ども家庭サポーター・社会福祉士・保育士)

◆概要

1. 貧困は年度末で終わるものではない—「役所の時間軸」の見直しを。子どもには必ず親がいる。「子供の貧困」は「親の貧困」。

2. 居住福祉政策が必要—日本は弱い・家族主義をとっている。公営住宅の目的外使用（府営住宅をシェアハウスに）。住むところがないと福祉にもつながらない、就職にもつながらない。
3. 中間支援組織を支援—中間支援組織を支援してほしい（学生等連携事業補助）。民間でできることはある。支援が早く届く。よっぽどいい。役場は最後のとりで。
4. 必要な人に届かない理由—なかなか公的支援につながらない。SNS ならすぐにつながる。これからの活用次第。今の時代必要。
5. どうやってつながるか—SNS、いつでもどこでも、だれが支援しているかが見える。役場のよう異動で人が変わることがない。人には相性がある。場所の配慮必要（プライバシー配慮）。雑談から（ねぎらうことから）スタート。ルールではなく思いやりから。
6. だれとつながるか—誰に相談するかで人生を左右する。知識のあるなしも大切だが心のあなしが大切。制度があると制度が使えるでは似て非なり。
7. コロナ禍で新たな問題となっていること—一人出産産後も一人産後鬱。コロナの時期に子どもを連れ歩いてと言われる。所得格差、非正規雇用飲食観光イベント業に多い。ネット情報は玉石混合。役場職員さんの異動疲弊、研修がない。
8. 児童虐待・貧困の連鎖を断ち切る—性・生教育事業の実施（生きる力を高める）。親になる世代に教育現場で、デート、DV、アンガーマネジメント、ライフスタイル、子育てのやり方など伝える。
9. まとめ（ポイント）—行政用語をわかりやすく発信する。書類の改善と申請サポートは必須。貧困は年度末で終わらない。年度替わりで積み上げたものをゼロにしない。予算・計画・人材育成を長期目線で考える。そのために中間支援組織を支援する仕組みと予算が必要。絵に描いた餅ではない連携。変えられるものは変えていく。教育現場において実生活で使える知識を伝えていく。命を真ん中に議論すればおのずと政策は定まる。

◆所感

- ・貧困の連鎖という言葉は聞くが、親から子へ、子から次の世代へというその連鎖をどう断ち切っていくかということでの支援の在り方、貧困に陥っている人にどうサポートしていくかということ伝えていただいた講座であったように思う。その一つとして、行政は年度で職員が変わったりして支援の継続という面で残念ながら切れてしまう弱みがあるので、本人と行政の間の中間組織の働きに光を与えるべきだということを言われた。継続して支援に当たれる人、連携のプロといえる人がいることと、心がわかる人がいること、なんでもない場所、フラットに来ていい居場所があること、そういう中間的な組織への支援を強めるべきだと言われたことが心に残った。
- ・印象深かったのは、「受援力」を、困難を抱えている人自身が持てるかと言われたことである。「受援力」とは、他者に助けを求め、快くサポートを受け止める力のことと言われたが、今の社会は、自己責任論を押し付け、助けてと言わせてくれない社会になっていて、それ自体を変えなければならないが、まずは、自分の大切にしてくれる人のところへ自分で行くとか、頼ってもいいんだとか、助けを求めるとか、支援を受けていいんだという力、そうした力も大事ではないかと言われたことである。
- ・貧困に陥っている子たちは、学力もだけど、生活力も身につけていない。生活自体も学ん

できていないという現実がある。そこで、講師が実践している「性・生教育」の紹介があったが、その実践は、人権教育を土台にするが、発達段階に合わせた国語教育と性教育を組み合わせた実践として、生きる力に必要なことや暴力をことばに変えるという取り組みの紹介があった。これは、子供を性犯罪等の当事者にしないための安全教育推進事業につながっているという紹介もあった（命の安全教育・保護者向けこころとからだのしあわせブックが参考になる）。「性・生教育」は、一人のこどもを貧困から救えば1億円の便益になるという経済政策の話でもあり、子どもの貧困対策として、未来のことを考えれば大きなメリットになる取り組みであると思えた。今後の貧困対策の根本的解決につながる講座であった。

2. 介護保険の基本的問題と自治体での課題～コロナ危機のもとでの介護の役割と課題を考える～

◆講師 日下部雅喜先生

(大阪社保協介護保険対策委員長・ケアマネージャー・佛教大学非常勤講師)

◆概要

1. ケア労働に正当な評価を—1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会保障現場に大きな負担をもたらした。ケア現場の方々の奮闘が国民生活を守る上で極めて大きな役割を果たし、その人材の確保や処遇の在り方が改めて重要な課題だと再認識された。少子高齢化への対応の最前線で働く方々の賃金の引き上げが掲げられたが、金銭的評価が低い。21年間ほとんど変わらない。現行介護保険制度の基本的介護観は、家庭内介護を前提にしている。2) 2040年には+69万人必要(現在210万人)となるが無理だろう。介護職員数1.5人(65歳以上人口に対する職員数)デンマークの3分の1、ドイツの半分。特にヘルパー(訪問介護員)の人手不足。(2025~2040年ヘルパーがどれだけ残っているか)。介護崩壊もささやかれる。低報酬政策で介護崩壊の危機。上がったのは2009年度だけ。介護報酬は改善するわけがない。低報酬による人材不足。全産業平均正職員で月8.5万円(年102万円)の差。デジタル化による介護基準の引き下げ「3対1」から「4対1」へ。今実際には2対1の現場もある。全く話にならない。ケア労働の待遇改善要求。全介護労働者に全額国費負担で全産業平均水準の賃上げを→2兆円程度の国費負担が必要。大胆な財政出動を求める。
2. 「自立支援介護」の落とし穴—1) 「自立支援介護」の背景と問題点—自立支援と尊厳の保持という理念だが、別の意図を持っている。そうした政策を「自立支援介護」と呼ぶ。その政策的動機は、進む高齢化・増える介護需要があるから、制度の維持をしないといけない、自立支援をしないといけないとなる(要介護者が自立する→介護サービスが不要となる人が多くなる→介護費用が抑えられる)。2) 2005年までは普通だったが、介護予防重視型が入ってきた。3) 2014年法改正「新総合事業」の開始・2017年法改正保険者機能強化(ケアマネジメントを市町村が支配・統制、自立支援型へと変えていく)、保険者機能強化推進交付金で自治体を誘導・2021年度介護報酬改定(介護現場の変質、ケア内容への統制を狙う)科学的介護情報システム(ライフ)定期的提出フィードバック、ケアの見直し→加算がもらえるが仕事が増える→「科学的会議」は「自立支援介護」を介護現場に押し付ける手段になっている。4) どうやって広まったか(介護保険からの卒業を狙った和光市

方式給付抑制財政上の節減→元保険福祉部長の犯罪。卒業路線は早晚見直しが迫られることになる。) 5)「切り札」でも特効薬でもない「自立支援介護」(半ば強引に介護サービスを終了させた。すべての高齢者には当てはまらない。卒業できたのは10人に1人。制度的な危機を変えるものではない。認定をさせない方向になる。総合事業の状況は低調。きちっといした公的な所での介護が必要。) 6)自立＝「自分でできること」とする弊害(①自立の概念を著しくゆがめる②専門家の判断が優先され、利用者の選択の自由がないがしろにされる③「自立」が給付抑制と結び付けられることの危険性。公的責任がおろそかにされ、自己努力の「自助」集いの場などの「互助」が優先される。) 7)「自立支援介護」で介護需要は抑制できない。「自立支援介護」の呪縛から抜け出す政策を。 8)自立支援型ケアマネジメントの問題点(①日常生活上の世話を軽視②必要な援助を否定する結果にならないか③常に改善向上の目標は現実的か年を取れば衰えていく④利用者との共感を困難にする困難性に共感をすることが介護の基本のはず。個々の機能ばかり並べるのではなく「人格(人間)であることを忘れない」こと。) 9)利用者本位と真の「自立支援」4つの提言(提言①利用者の「そのままの状態」をそのまま尊重する 提言②利用者の「自己決定の尊重」を徹底する 提言③サービス利用と「自立」を両立させる 提言④ケアマネージャーを「自立」させる。) 10)2024年度介護保険次期制度見直し(利用者負担2割・3割負担、利用者の1割に当たる方・ケアプランの有料化・要介護1,2も総合事業化・「自立支援会議」の推進・デジタル化による人員基準引き下げ→要介護高齢者には自立を、介護従事者には生産性向上を押し付け、介護費用の抑え込みを狙うものとなる危険性がある。)

3. 介護保険料引き下げを「要求」に一1)保険料あって介護なし(どんどん上がる利用者負担、保険料当初に2.1倍・軽度のうちは使えないよう支援者は保険から外され市町村の総合事業に2017年度完了・2015年度より特養には要介護3以上・介護施設の部屋代、食事代、どんどん重くなる。) 2)介護保険料の問題点(過酷な保険料・掛け捨て保険・強制徴収一年金から天引き・不公平ー所得の低い人ほど負担が重い・滞納者には厳しい制裁措置。) 3)年金天引きの問題点(社会保障給付(年金)から社会保障費用を回収する仕組みー主権者の意思を無視・最低生活費(生活保護基準)をはるかに下回る年額18万円以上の年金者からは天引き・先取りの年金天引き。) 4)介護保険料を引き下げさせる要求地域運動を(①自治体の介護保険を知ることー第8期の介護保険料の算出の根拠と今後の推計見直しについて ②当面下げるために必要なことの要求化 ③本質的な改善は、国庫負担増) 5)20年間下がりっぱなしの年金(平均受給月額男性で4万円弱、女性で1万円強減少) 6)介護保険料(非課税世帯の人第1期2911円→第8期6014円 2.06倍化)の値上がり 7)介護保険特別会計の仕組み(第1号保険料は3年間繰越でため込むことができる。あとは単年度で清算し繰り越さない。介護給付準備基金として。足りなければ財政安定化基金借入金償還金で。ほとんどが黒字自治体、貯金はある。もともとは3年間計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むにあたり準備基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている(基金の取り崩し)。基金残高発生＝保険料が高すぎた。3年間で過不足のない保険料設定が原則。基金を残す理由を言わない(神戸市)ドロボー自治体。) 8)保険料に関する4つの要求案(①現在の介護保険料の仕組みでは限界 ②当面市町村の一般財源を投入して保険料引き下げを行う ③基金にしている自治体は、

全額保険料引き下げに回すこと ④低所得者に対する保険料減免制度を拡充すること。(一般財源繰り入れは法的に可能。介護への財政出動を。)

◆所 感

- ・ 今回のコロナの感染拡大は、ケア労働者が国民の生活を守るために極めて大きな役割を果たしているということが分かった。しかしながら、それに見合う処遇や人材の確保ができていないかといえば、日本は、大変お粗末な状況である。2040年には今より69万人の職員が必要になると言われているが、現実には厳しい。低報酬政策で介護崩壊の危機が訪れるとも言われている。そのためにも、処遇改善を行うためにも全産業平均水準の賃金に引き上げること。2兆円程度の全額国費負担をするなど大胆な財政出動が求められる。そうしないと介護崩壊は避けられないという現実が目の前にあるのだということを再認識させられた。
- ・ 今の介護制度を何とか維持をしないといけないと言うことで、自立支援介護という介護予防重視型の考え方が入ってきたが、これは、もともと、自立支援と尊厳の保持という理念だったが、それがゆがめられ、自立が、給付抑制と結び付けられ、公的責任の放棄、自己努力の「自助」とか集いなどの場の「互助」優先になってきた。利用者本位と真の自立支援には、まず、利用者のそのままの状態を尊重すること、利用者の自己決定を尊重する、サービス利用と自立を両立させるなど改革の必要性を訴えておられた。しかしながら現実には、利用者負担増、要介護も総合事業化、要介護高齢者には自立、介護従事者には生産性向上の押し付けという方向に進もうとする危険性があるということに注視しておかなければならない。
- ・ 今の介護制度が、保険料があつて介護なしといわれる状態になっている。20年間で約2.1倍の保険料でありながら、軽度のうちは利用できない、要介護3以上でないと言くようには入れない、利用料は高くなるなどの現実がある。保険料を引き下げるには、本質的な改善は国保負担を増やすしかない。今の介護保険料の仕組みでは限界にきていることを認識し、当面は、市の一般財源を投入し保険料を引き下げることや、基金を全額保険料引き下げに回すこと、低所得者に対しては保険料減免制度を拡充することなど、介護への財政出動を行う必要があるということを学んだ。

3. コロナ禍での困窮者のリアルと生活保護制度に求められるものはなにか

◆講 師 小林美穂子先生

(つくりい東京ファンド・カフェ潮の路コーディネーター)

◆概 要

1. コロナで影響を受けた人々ー2020夏(ネットカフェ生活者・不安定就労者・頼れる肉親不在・女性多い・比較的若い年齢層10代後半～・生活保護利用歴がない人多い・ネットで情報・携帯電話を止められWi-Fi環境のみ)→もともと困窮者・コロナによって可視化された 頼れる当てのない若者たち事例
2. コロナで影響を受けた人々ー2020秋ごろから(住まいはあるが、雇い止め減収で家賃が払えない非正規・学生・高齢者など)→住居確保給付金・社会福祉協議会の緊急小口資金

総合支援資金（貸付）でつなぐ。でも・・・ コロナ前までの生活が崩壊の事例

3. 生活保護申請から決定までの流れ—生活保護申請→家庭訪問→調査（資産、戸籍等）→保護決定→生活保護利用開始（東京都の場合、よほどのことがない限り通常2週間以内）
4. 水際と違法行為①—受付での伝統的な水際作戦（生活保護の申請をさせずに追い返す）最近の水際作戦（親切に傾聴励まされるが帰される）。対策は→申請書を持参する・受付票の訪問目的のその他の欄に「生活保護の申請」と書く。申請の意思を明確にすることが大事。
5. 水際と違法行為②—インテイク（相談係）—住まいがない人への水際登場（宿泊先のオプションは複数あり、施設入所の強要は違法行為）自治体が確保したホテルもOK→アパート転宅へ。
6. 水際と違法行為③—扶養照会という水際作戦—扶養照会と「家族に知らせます」という水際作戦（強い扶養義務者・弱い扶養義務者・通常2親等以内だが特別な事情のある三親等も。扶養照会を水際に使う事例—福祉事務所の言い分（生活保護は税金だから・決まりだから・他方施策（年金・失業手当などの制度を指す）の原則・家族の安否がわかって喜ぶ人もいる。生活保護利用の阻害要因（3人に1人が家族に知られるのが嫌・福祉事務所の対応・扶養照会は生活困窮者にとって壁）。扶養照会不要論を。署名活動（不要実績を突き付けると職員の反応が変わった。扶養照会はだれのためにもなっていない）。生活保護手帳別冊問答集の改善（扶養照会を必要としない例が増えたが・・・扶養照会したがる職員がいる→申出書と添付シートを作る）。ところが、それでもやってしまう（相談に来た人を自立支援事業へ誘導、ハローワークと連携して就労に結び付ける、親族を呼びつけて同席させ援助の働きかけ、申請の相談者や市議の同席拒否）。
7. 水際と違法行為④—決定までの現金貸付—決定（最長2週間）までどうやって凌いだらいいか。
8. 水際と違法行為⑤—アパート転宅—3か月くらい様子を見てから判断 ビジネスホテルに滞在できる期間は通常1か月。2か月目からはどこへ。保護施設無料定額宿泊所厚生施設等へ、そしてそのままの人もいる。
9. 結論お願い—1) 職員の不適切対応、違法行為も割と当たり前になっている。単独申請者がどれだけ事前に知識を仕入れても、力関係の壁を突破するのは困難。→申請同行する際は、必ず最後まで見届ける（申請→アパート転居まで）。2) 水際作戦や役所の対応を改善してほしい（職場環境を整える、不適切行為に目をつぶらない職場）。3) どんなに共感できない相手でも、相談者の側に立って交渉を。4) 長引くコロナ禍、支援現場の近況—シェルターが回転しない、トラブルは待ってくれない、出口のない外国籍の人たち、日本各地からのSOSの増加、貯金を切り崩す高齢者（低年金単身高齢者）、制度にも医療にもつなげられない人（心身ともに弱っている人たち）の顕在化。5) 自己責任論・社会保障の機能不全の行きつく先—「税金もらって生きるのは…」（生活保護拒否）、大阪市北区の精神科クリニック放火事件等。6) 国や自治体に求めること（・コロナ禍における東京都の「協議ホテル」方式を広げ、ハウジングファースト型支援に切り替える・貸付でなく支給型の支援の拡充・住居確保給付金の対象を広げる・特例貸付の償還免除の対象を攻めて、生活保護基準以上に・滞在している外国人に在留資格と労働許可を与え、保険加入や制度利用を可能に・緊急措置として、無保険の外国人を受け入れる無料定額診療病院への公的支援を・事件によって差別、偏見が助長されないように尽力を）

◆所 感

- ・ 今回のコロナ感染症によって、困窮者が急増した実態を話されたが、初めは、ネットカフェ生活者・不安定就労者・頼れる肉親不在の方・女性・比較的若い年齢層だったが、だんだんと、住まいはあるが雇い止め減収で家賃が払えないという非正規・学生・高齢者などに広がってきた。コロナが、もともとの困窮者から、生活が崩壊した人までをあぶりだしたと言ってもよい。
- ・ そうした中で、困窮者を救う最後の砦といわれる生活保護制度があるわけだが、現実はその生活保護を受けるまでには多くの壁があるということをお話しされた。水際作戦と言われたが（違法行為ともいえるもの）、役場での受付の段階から、扶養照会、住居確保まで様々な水際での否定的な扱われ方をするという具体的な内容を詳しく聞くことができ参考になった。最初の段階であきらめてしまう人もいるということで、申請書を持参するか、「生活保護の申請」と受付票の訪問目的のところにきちんと書くとか申請の意思を明確にすることが大事だということも言われた。
- ・ 国（厚労省）は、最近になってやっと「生活保護の申請は国民の権利です」という言い方をしだしたが、まだまだ、生活保護は恥ずかしいものという意識が国民の中にはある。しかし、現実問題として、貧困と格差がますます酷くなり、また、今回のコロナ禍で、生活がにっちもさっちもいなくなり、自己責任といえない状況に置かれているわけだから、憲法25条の最低限度の生活を受ける権利でもあるということをしっかり知らせていく必要があるということ強く感じた。困ったときの社会保障であり、生活保護は権利であること、困窮に陥った人を追い詰めない分断させないこと、また、支援する人・団体の役割も非常に大きいということも改めて考えさせられた。その人に寄り添い、個人の尊厳を守ること、そのために頑張ること、もちろん自治体の職員にも言えることだが、ともに福祉改善のために頑張る、年度をまたいでも寄り添う姿勢を共に持ち続けること、生活保護の正しい知識を持つこと、積極的な広報情報提供をすること、職員研修も積み重ねることなど、私自身も、困った人に寄り添い、正しい知識を持って今後対応していきたい。また、今後は、外国人への支援も課題として出てくることも触れられた点には頭に入れておきたいと思った。

4. コロナ禍で深刻化する沖縄の若年ママたちの生活～二つの社会調査から～

◆講 師 上問陽子先生と沖縄のシンママさんたち
(琉球大学教授)

◆概 要

1. ふたつの社会調査—1) 調査の概要（風俗調査/沖縄階層調査と若年出産女性調査）2) 調査項目（若者にとっての家族、学校、沖縄の共同体）教育学・教育社会学における若者が学校を卒業して仕事についていくまでのプロセスを追うトランジション研究の一つ・貧困の再生産を追う貧困文化研究の一つでもある。3) ふたつの調査対象者の共通点（家族関係の厳しさ・男性関係の厳しさ・初職が風俗業界が多い・風俗業界に戻るパターン）。4) ふたつの調査の調査対象者の違い（不登校開始年齢が変化—中学校から小学校へ・ネットワークの性質が変化—地元密着のピアグループからネット上のママ友グループ・風俗業界での働き方が変化・幼少期からの性暴力の事例）。5) 調査であった女性の店舗型風俗の仕事と提

供されるサービス内容。

2. 若年出産する女の子たちの多様性—沖縄のシングルマザーたち～大人たちが知らない少女たちの声を聴く～ 8つの事例紹介があった。
3. まとめ—1) 暴力を受けるということ—心理学者ホネットのいう承認の第1類型（愛・ケアの関係）・第2類型（国家）・第3類型（所属する集団）3つの承認があって自尊感情が生まれる。第1類型における承認の棄損で、自尊感情を砕く。苦しすぎてその苦しさを語れないという苦しみがある。自尊感情以前の問題。 2) 行動の背後にある別の行動や出来事がある（現象を表層的に見ない） 3) それぞれの機関は何を目指すか（学校につないでおく。自尊心の向上にポイントが置かれているが、必要なのはトラウマケアからスタート。支援機関がトリガーとなっている問題。本人の選択をどうやって拡張し、責任をとれるようにしていくのか。シェルターの創設（民間）→政治（行政）でやる必要がある）

◆所感

- ・講師の上間氏は以前から子ども・若者に関する調査（特に女子）を続けてこられた方で、沖縄に移り調査を継続しておられる研究者で、今回は沖縄での風俗調査/沖縄階層調査と若年女性出産調査という2つの調査をもとに報告された講座だった。この2つの調査から見えてくるものとして、貧困の再生産が行われていること、その背景には、家族関係・男性関係の厳しさや（暴力・性被害）、初職が風俗関係になっていたり、再度風俗業界に戻るなどがあったり、幼少期からの暴力・小学校からの不登校・人との繋がりがネットでの繋がりになっていることなど、聞いていても深刻な現実があることを思い知らされた。
- ・実際の沖縄でのシングルマザーの実情も聞くことができたが、紹介された8つの事例は、まさに衝撃的な内容で、改めて現実の厳しさを突き付けられた。沖縄に限ったことではなく、全国各地でも似たような状況はあるのではないかと思う。シングルマザーの2名の方が、政治にかかわっている方々へのメッセージとして述べていたのは、「コロナ下でますます生活が厳しくなってきた。子育て世帯への10万円の給付金は一瞬でなくなったこと。総合支援資金も12月で終わってしまった。生活に全く足りない。これからどうしていこうかと思っている。一律10万円も保育料実費で全額これに消えた。生活費に回す余裕なかった。この先安定ということはない。遊びに使ったわけではない。シングルは本当に大変。定期的にでも給付金配って欲しい。シングルバッシングにおびえている。苦しい。」などなど。政治にかかわっている者への切実な要望が次々と出された。彼女たちがシングルにならざるを得なかった背景を考えると、決して甘えたことを言っているのではないということが分かるし、何とか助けてほしいという切なる願いと受け取った。
- ・1の講座でもあったが、暴力を受けることによるあらゆる負の連鎖をどう断ち切っていくかという意味では、自己責任では決して解決しない問題であり、行政や支援者・支援団体が真剣に考えなければ救えない大きな課題だと思う。支援団体が、いま求めておられるのは、シングルマザーを守るためのシェルターへの支援だそうだが、現在はそうした支援は全くないということだった。やはり、あらゆるシングルマザー支援を含め行政が支援するということを考えないといけないことだと感じた。格差と貧困が広がる厳しい状況にある今の社会の矛盾が、シングルマザーや弱い立場の人に大きく影響しているということを肝に銘じておかなければと改めて思った。

5. マイナンバーとデジタル庁は社会保障制度をどう変えるのか

◆講師 黒田充先生

(自治体情報政策研究所代表)

◆概要

1. 監視、プロファイリング そして“幸福”な社会—1)個人情報とプロファイリング (人々の選別、分類、等級化、クラス分けが可能。個人情報が「もうけのタネ」に変わる。政府・大企業によって合法的に使われ人権侵害につながる恐れ。) 2)遍在化する監視装置 (全ての者を監視することが可能な装置があらゆるところにある。監視を行うのは国家だけではない。あらゆる民間企業も。その例提示。一つ一つのサービスが合法的に利用され始めている。プロファイリングを効率的に使うには個人情報だれのものであるかを示すID (識別子)が必要。) 3)プロファイリングとAI (プロファイリングをAIなどにより自動的に行われる。しかしAIには限界がある。公正中立でもない。枠組みの中で判断する。学習データに偏りや誤りがあれば、AIも偏った誤った結果を出す。ブラックボックス化する危険性をはらんでいる。プロファイリングに基づく「決めつけ」によって、人権侵害を引き起こされる可能性が存在する。いったん決めつけられると二度と這い上がれない「バーチャル・スラム」(山本龍彦)の存在。一生ついて回る危険性。) 4)「幸福な監視国家・中国」(キャッシュレス決済サービス「アリペイ」「信用スコア」が広く普及している。点数がついている。点数が高い人優遇。顔認識(顔識別、顔認証)技術も日常に浸透している。欧米的市民的自由よりも、伝統的功利主義が重視される現代の中国社会では、安心・安全・便利として、受け入れている。) 5)EUのプロファイリングされない権利(GDPR2018年5月から施行「プロファイリング(自動処理・決定)されない権利」の明記。「人間介入の権利」。背景には、ナチス・ドイツによる欧州支配と東欧諸国の監視社会という重い歴史がある。公的機関による監視カメラや顔認証技術の利用への異議申立てや、利用規制が進んでいる。) 6)日本はどちらへと進むのか(日本社会の個人情報保護の意識は欧米に比べて格段に遅れている。新しい個人情報保護法の改正にもプロファイリングされない権利はうたわれていない。利活用一辺倒になっている。「リクナビ事件」の例。街角に溢れる監視カメラへの法規制もなく、顔認証技術も便利として広がっている。中国で進むデジタル化を素晴らしいと感じ、そうしたものにビジネスチャンスを求める人たちも少なくない。デジタル改革関連法の狙いの一つは、民間企業による個人情報の利用拡大であり、行政の持つ個人情報の民間企業への提供である。)
2. マイナンバーとマイナンバーカード—1)マイナンバー制度をめぐる3つの誤解(マイナンバーは、個人情報を新たに集めるための仕組みになっていない。「名寄せ」をするためのもの。本来の役割とは別のおまけみたいなもの。カードでなくともスマホでもできるようになる。行政機関が使うため。マイナンバーカードは電子証明書の機能として使われるだけ。2)マイナンバー制度の出発点は社会保障費の削減(今後の焦点は、医療・介護等分野の個人情報とマイナンバーの関係がどうなるか。) 3)医療等分野の識別子 4)医療等分野の識別子はどう使われるか(真に支援の必要なものとそうでないものの選別への道。マイナポータルで自己の医療情報を確認させることで、自助努力を促す。医療費の抑制。医療・介護関連企業にとっては宝の山である。 5)マイナンバーカードと電子証明書(生活保護

受給者の医療券・調剤券もマイナンバーカードにする計画（2023以降）。マイナンバーカードの健康保険証化が進んでいくと、従来の健康保険証が廃止される可能性。万能身分証へと変容。）

3. デジタル化基本方針と実行計画—1) 日本の IT 政策は、だれが、どこで議論してきたのか（常に国民は単なるサービスの利用者としてのみ登場。サービスの内容を決める主権者であるとの観点や民主主義との関係（たとえば、情報公開や情報提供、政策策定過程への参加等）は完全に欠落している。） 2) 菅流のデジタル改革（もともとデジタルに関心も知見もなく、平井・河野大臣に丸投げ。） 3) 「データ流通」を図るデジタル化基本方針と実行計画
4. 自治体 DX 推進計画—1) DX（デジタル・トランスフォーメーション）とは何か（日本では、その意味の議論がなされないまま、DX、DX といえば売れる、予算がつく、かつての「IT 革命」と似た様相。） 2) 自治体 DX 推進計画（2021.12. 25 総務省が自治体へ「指示書」として策定。2021.1~2026.3 が対象期間。重点取り組み事項は、自治体の情報システムの標準化・共通化、マイナンバーカードの普及苦心、自治体の行政手続きのオンライン化、自治体の AI・RPA の利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策をあげている。経団連がデジタル庁設置に向けた提言で言っている「収集された多種多様なデータの解析等…」とは、プロファイリングをするという意味である。）
5. デジタル改革関連法—1) 6 つの法案を束ねたデジタル改革関連法案(2021.2.9 提案・議論不十分のまま 5.2 に成立。) 2) デジタル庁設置法（突然言い出した。デジタル庁の長は内閣総理大臣。極めて異例。総理大臣に権限集中。デジタル庁に権限集中。） 3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 59 本の法案を束ねた法案として提案。社会保障と税分野の 32 の国家資格をマイナンバーと紐づける。有事における動員に際して使われる可能性?)
6. 「デジタル化」で、自治体はどうなる?—1) 自治体戦略 2040 と標準化・共同化（自動化省力化を図る→職員を半分にすることを前提にして AI 活用、パッケージ化のお墨付きのものを使いなさいよ。標準化。ベンダ（システム提供事業者）が一番偉いのか。本末転倒。コンピューターシステムを使うことが上位になっている。自治体独自のカスタマイズは原則不可との考え。） 2) 地方次公共団体情報システムの標準化に関する法律（自治体の 17 業務の情報システムの標準化・共同化を図るもの。システムに合わせて仕事をするを自治体に強要するもので、地方自治の形骸化をもたらす。） 3) 自治体における AI 活用 4) スーパーシティは「もうけのタネ」の実験場（31 自治体応募があり、今見直しが進められている。5 自治体に絞る。スーパーシティの肝は「データ連携基盤」による個人情報の収集と提供でエスカレートする自治体が続出。提供された情報がどう使われるかも極めて重要。個人情報「もうけのタネ」として活用される、決めつけによる基本的人権の侵害の可能性も。同意せざるを得ない。アリババ系列会社が行政と連携してやっている広州市を先進事例として紹介している。カナダトロント（スマートシティ）は個人情報収集に反対で計画とん挫。）
7. これからどうなる—1) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」2021.6. 15（民主主義への貢献や、人権擁護、社会保障制度の拡充といった観点は、完全に欠如している。） 2) 岸田政権の「デジタル田園都市国家構想」 3) デジタル臨時行政調査会（欧州委員会のデ

デジタルの権利とデジタル原則が重要) 4)「子どもデータベース」? (上からの統合。)
5) デジタル社会の実現に向けた重要計画 (国民は単なるサービスの利用者・受け手として位置づけられている。民主主義への貢献や、人権擁護、社会保障制度の拡充といった観点からは、完全に欠落している。)

8. 終わりに—1) 私たちを待ち受ける監視社会 2) 自治体の役割とは何か (監視社会を阻止するうえで、住民の個人情報を提供することになる自治体の役割は極めて大きい。自治体の議員に期待することは、自治体や地域レベルでのデジタル化の実態を具体的につかむこと。「もれたら怖い」でとどまることなく (正しく知り、何が問題なんかを理解すること、世界の状況を知ること) 必要。市民的自由を守れとする世論と運動がある。EU 並みのプロファイリング規制や欧米のような顔認識技術の規制を求める市民運動が必要。憲法理念「すべて国民は、個人として尊重される」13条からのアプローチが必要。)

◆所感

- ・ 科学技術の進歩で、あらゆる分野でデジタル化が進んできており、私たちの生活も便利になっている。それをみんなで共有することは大事なことで、全てを否定することではないが、しかし、デジタル化によって生じる負の側面についてももしっかり見ておく必要がある。例えば、情報の情報をプロファイリングすることによって個人が特定される危険性があることや、AIにすべてを任せることによって、データ情報から漏れた個人が選別されてしまう危険性など、デジタル技術を過信しないよう十分注意して活用していく人間の知恵が試される時代になっていくと感じた。
- ・ 今このデジタル化が、中国のような人々を監視する社会になっていくのか、EUやカナダトロントのようにGAF Aへの規制・人口知能の利用に対する規制・顔認証技術の規制・プロファイリングされない権利・スコアリングされない権利・人間介入の権利を明確にして、市民的自由・基本的人権を守る視点が必要ではないか (憲法13条すべての国民は、個人として尊重されるからのアプローチ)。日本はどちらへと進むのか。監視社会にしないために、自治体の役割は何か、議員の役割は何かしっかり考えていかなければならないと感じた。もれたら怖いだけでなく、規制をしっかりかける仕組みを作らなければいけない。
- ・ これから自治体にもデジタルDX計画がものすごいスピードで進められようとしているが、システムの標準化がなされ自治体独自の施策をしようと思っても、できなくなる危険性も指摘されている。カスタマイズが原則不可にならないようにしなければならない (自治体独自の施策、例えば、減免や上積み給付、適用範囲の拡大等が困難になる可能性が大きい)。職員の削減化も取りざたされているし (事務の効率化=職員の削減か)、自治体独自の個人情報条例を事実上の一本化を図ろうとしている点なども危惧される。システムに合わせて仕事をすることを自治体に強要するもので、地方自治の形骸化 (国による統制、民主主義の破壊) をもたらしかねない。そうした危険性もはらんでいることを認識しておかなければならないとこの講義を通して強く感じた。

6. コロナ禍のもとでの国民健康保険運営と2022年度の保険料率の動向について

◆講師 神田敏史先生

(神奈川県自治労連)

◆概要

1. 新型コロナウイルス感染症が問いかけているもの—この間の「自助・共助」を基本とする社会保障制度の構造的改革の課題（公費の拡充による保険料（税）減免制度拡充・傷病手当金制度創設・保健所機能強化・公費による行政検査拡充・医療提供体制の拡充治療療養環境整備・地域医療計画における感染症対応の必要性の議論）（さらに拡充させ今後社会保障制度の構築に結び付けていくことが重要）（2022年度の保険料水準は、「新型コロナ下での事業運営」と「国保運営方針」の2つの側面から考えていく必要がある。）
2. 新型コロナウイルス感染拡大の国保への影響について（財政面を中心に）—1）保険料（税）の減免（財政支援 20年度 21年度（12月臨時国会）結果的に減免額の10割国（全額国保）からとなった。減免基準は20年度 21年度変わらない。今急ピッチで自治体はしている。3月末までの予定。前年の収入との差額になっている。問題点がある。） 2）傷病手当金支給（対象期間再延長が繰り返される。恒久化が必要。） 3）国民健康保険財政に対する影響
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の中での差し押さえ禁止財産をめぐる動き—コロナ関連助成金等の差し押さえは禁止の対象になっていない。慎重に見極めること。
4. 第2期（2021年度～2023年度）国民健康保険運営方針について—1）決算補填等目的の法定外繰入（決算補填目的のもの・市町村の政策的投入・過年度の赤字によるもの）・決算補填等目的以外の法定外繰入もある（コロナ関連減免・定率国保負担減額分の補填・健康づくり事業に要する保険事業費・基金積立金に充てるもの・借入金等の返済金等） 2）赤字解消・削減に向けた取り組みと目標年次の設定義務付け（赤字発生から5年度以内に解消すること 2023年度までに。保険料激変緩和の留意。）
5. 決算補填等目的の法定外繰入解消に対する政府の動きとねらい—1）2021骨太方針における考え方（3400億円公費を入れているから解消しろ。地方が求める公費投入1兆円という考えはない。） 2）保険者努力支援制度による誘導
6. 保険料水準の統一について—ガイドラインは将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すことを明記することを求めている。統一化の定義や前提条件等・保険料算定方式の統一・標準保険料率と実際の保険料率の見える化を検討すること。
7. 保険料水準の統一に対する政府の動きとねらい—医療費水準や医療提供体制の違いの解消の必要・統一化の条件である「赤字解消」「収納率の向上」がある。診療報酬引き下げも？
8. 全世代型社会保障制度と国保制度改革—子どもの保険料均等割りの軽減措置（未就学児5割軽減）の実施 2分の1国、県・市4分の1 令和4年度から（子ども子育て支援）
9. 2022年度の国民健康保険料の動向—保険料の負担が上がる。保険給付費等の見込み前期高齢初交付金が団塊の世代の移行により大幅に減額。
10. 国民健康保険事務におけるデジタル化
11. 国民健康保険運営方針のもとでの対応について—コロナ感染症拡大影響を踏まえた目標の修正ありうる。対象期間途中でも変更できる。全国知事会見直し提言。2022年度も同様の対応必要となってくる。国保運営方針の目指す姿を明らかにさせる（知事会市長会町村会）。
（神奈川） 標準保険料率は1月1週に出ている 5～6%は引きあがる。

◆所感

- ・2020年から始まった新型コロナウイルス感染症により、収入減収に陥った国保加入者に対し

て国保料（税）の減免制度化拡充したことや傷病手当金創設などが行われたことは、この間自助・努力を言ってきた政府が、やはり政治の責任（公助）としてやらなければならないようになったという面では、一定の前進ととらえてよかろう。これはやはり、市民が声を上げてきたからに他ならない。しかし、傷病手当金など恒久化が望まれるなど課題もまだある。社会保障の充実・拡充は今後も必要と考える。

- ・子どもの保険料均等割りの軽減措置が、22年度から実施される。これは、少子化対策として、子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減の一つとして導入されたものである。国保税が、他の保険制度と比べ高い現実を見れば、未就学児対象に5割の軽減はわずかな前進であり、国保加入者の所得割合が低い実情を見れば、引き続き対象を広げることや均等割りをなくしていくことが求めているかなければならない。
- ・新型コロナの影響はまだまだ続きそうな感じである。22年度においても、収入が減少した方への国保・後期高齢者医療・介護保険の保険料減免など国による全額の財政支援の継続が求められる。
- ・国民健康保険制度の見直しは、財政制度等審議会等で行われているが、議論の中には、国保等の保険者の苦境と被保険者の負担感に配慮したものでなく、地方分権の趣旨に反すると懸念される内容も散見されるとして、全国市長会・町村会などは、国が一方的に議論等押し付けるのではなく、自治体との十分な協議を重ねていくよう要望している。今まで国保を運営してきた自治体の意見をよく聞くようにというのは当然のことである。また、生活保護受給者の国保加入の動きがあるが、これには市長会町村会が、財政負担を地方自治体や国民に押し付けるものだと断固反対している。国民健康保険制度等の破綻を招くものとしてこれは受け入れられないことである。